## 議案第8号

八幡浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 標記条例を次のように制定する。

令和3年2月24日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市介護保険条例の一部を改正する条例

八幡浜市介護保険条例(平成17年条例第139号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(保険料率)

第4条 **令和3年度から令和5年度まで** の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)  $\sim$  (9) (略)

- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 20,100円とする。
- 3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第2号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,500円とする。
- 4 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第3号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、46,900円とする。

(保険料率)

第4条 平成30年度から令和2年度まで の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号 被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とす る。

(1)  $\sim$  (9) (略)

- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の 令和2年度 における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 20,100円とする。
- 3 所得の少ない第1号被保険者についての保険 料の減額賦課に係る第1項第2号に該当する者
  - の<mark>令和2年度</mark> ける保険料率は、同号の規定にかかわらず、 33,500円とする。
- 4 所得の少ない第1号被保険者についての保険 料の減額賦課に係る第1項第3号に該当する者 の<mark>令和2年度</mark> にお
  - ける保険料率は、同号の規定にかかわらず、 46,900円とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の八幡浜市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度 以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料につ いては、なお従前の例による。

## 提案理由

八幡浜市第8期介護保険事業計画の策定に伴い、所要の改正を行うため。